

# 住宅改造助成事業〔個人型〕 ご利用の手引き

みなさんが住み慣れた所で、出来るだけ長く暮らして頂く為に、お住まいになっている住宅の将来に備えたバリアフリー改造を支援する制度になります

## 目次

1. 助成対象者 . . . . . P.2
2. 手続きを行える方 . . . . . P.2
3. 申請から完了までの期間 . . . . . P.2
4. 申請から助成までの流れ . . . . . P.3
5. 助成額 . . . . . P.3
6. 助成対象工事及び助成対象限度額 . . . . . P.4
7. 助成対象工事についての注意事項 . . . . . P.5~6

## 助成制度のお問合せ・申請について

**申請の手続は直接窓口へご提出して下さい ※郵送での受付は行っておりません**

担当窓口：西宮市役所 都市局 都市総括室 すまいづくり推進課

住所：西宮市六湛寺町8番28号(西宮市役所 第二庁舎11階)

電話番号：0798-35-3778

F A X：0798-36-3795

## 1. 助成対象者

### ① 以下の条件を全て満たす世帯

- 西宮市内に居住中で、助成対象者本人が住む住宅をバリアフリー改造しようとする世帯
- 申請書の提出時点で、満 65 歳以上の方がいる世帯
- 世帯全員が要支援または要介護認定や、身体障害者（療育含む）手帳を受けていない
- 世帯で初めての住宅改造助成事業の利用である  
(本助成の利用は世帯で 1 回限りです。過去に受けた事があれば利用出来ません)
- 世帯の中で収入が高い方の最新の給与が、給与収入金額で 800 万円以下であり、かつ給与所得金額で 600 万円以下である

#### 給与収入金額（給与所得金額）について

- 申請日より 3 か月以内に交付された市民税・県民税課税証明書により確認します
- 所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得は給与所得金額に含まれません

### ② 以下の住宅は助成対象外となります

- 住宅の建替えや、新築または中古の住宅を購入される場合
- 公営住宅
- 他の補助制度と併用して工事を行う住宅
- 助成決定を受ける前に工事契約または着工を行った住宅

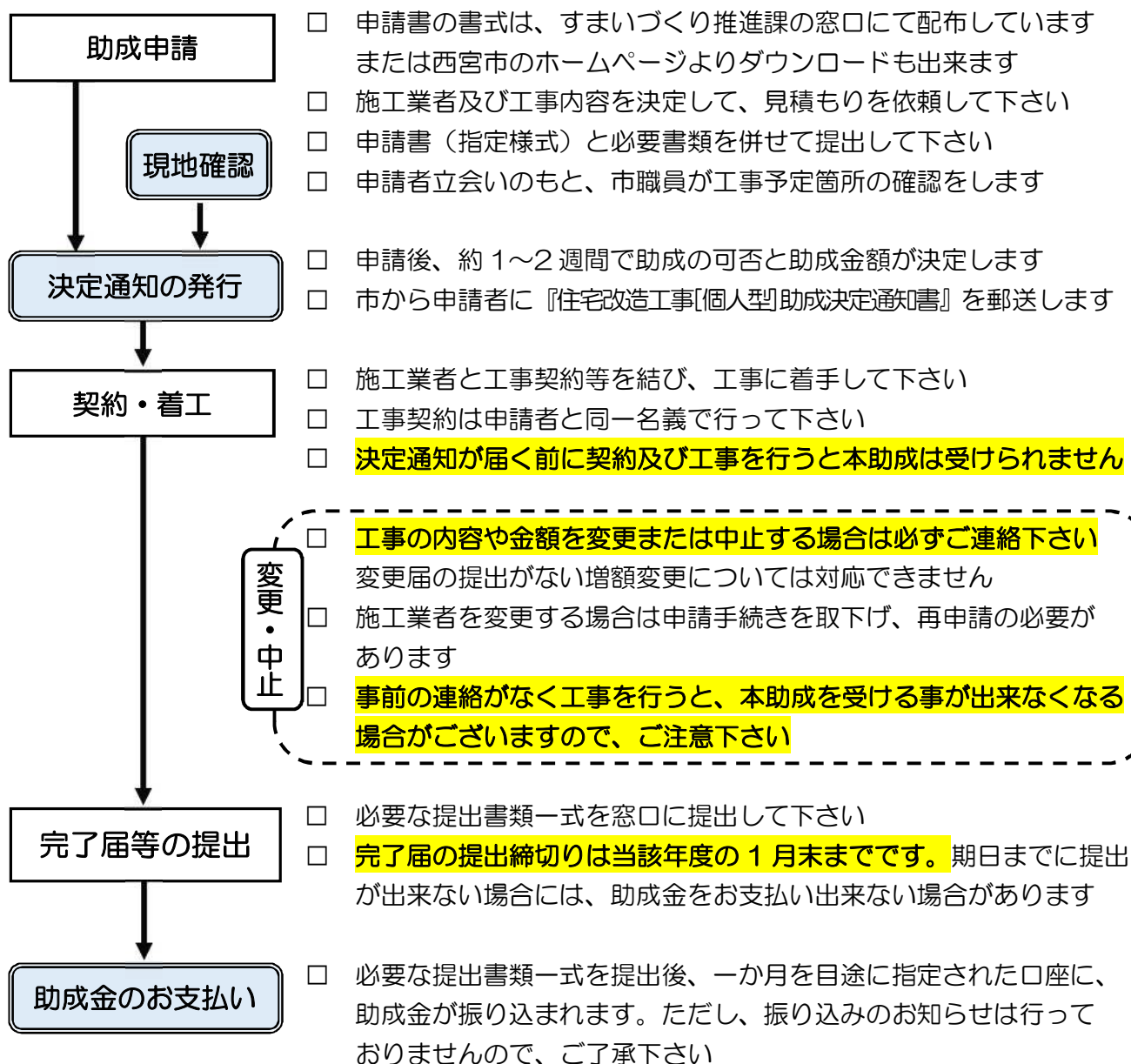
## 2. 手続きを行える方

- 申請者ご本人またはご家族、施工業者のいずれかの方
  - ※ 申請者は満 65 歳以上の方で、かつ施工業者と工事契約を行う方
  - ※ 申請者ご本人以外の方が手続きを行う場合は、別途『委任状[個人型]』が必要

## 3. 申請から完了までの期間

- 申請期間は 4 月 1 日から 11 月 30 日まで または 予算が無くなり次第で終了します
- 完了届は当該年度の 1 月 31 日までに提出してください
  - ※ 1 月 31 日までに完了届の提出がない場合は、助成金をお支払い出来なくなります
- 開始日または期日が閉庁日である場合は、翌日以降で直近の開庁日になります
- 受付の開始または終了の状況については、西宮市ホームページよりご確認ください

#### 4. 申請から助成までの流れ



#### 5. 助成額

- 助成額は下記に示す「助成対象となる工事費の合計」に応じた定額制（上限 30 万円）です
- 各改造場所には**限度額があり、限度額以上の工事費用（見積費用）は合計できません**
- 各改造場所の限度額については、次ページの「**助成対象工事 参考一覧表**」をご確認下さい

	助成対象となる工事費の合計（税込）	助成額（税込）
助成額 対応表	75,000 円以上 ～ 150,000 円未満	40,000 円
	150,000 円以上 ～ 300,000 円未満	75,000 円
	300,000 円以上 ～ 600,000 円未満	150,000 円
	600,000 円以上 ～ 900,000 円未満	250,000 円
	900,000 円以上	300,000 円（上限）

## 6. 助成対象工事及び助成対象限度額

### □ 必須工事

段差解消工事または手摺の設置工事を一箇所以上必ず行ってください

※ 経年劣化や破損等を理由に新しく取り替える工事は、助成対象外になります

※ 助成対象となる工事費は 75,000 円以上からになります

助成対象工事 参考一覧表

改造場所	助成対象となる工事内容	限度額 (税込)
共通工事	段差解消工事	各改造 場所に 適用する
	手摺の取り付け	
	開口幅確保の為の間仕切り壁の改造※	
	折れ戸または引き戸への取り替え	
	ドアのレバーハンドル等への取り替え	
	レバー式水栓等への取り替え	
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取替え 人感センサー付き照明器具への取替え	
浴室 ・ 洗面所	共通工事に適用する	200,000 円
	浴槽の取替え（バリアフリー化に資するものに限る）	
	濡れても滑りにくい床材への取替え	
	浴室暖房乾燥機の取付け	
	高齢者対応型ユニットバス設置（下記の5項目を満たす改造を行う事） □ 浴室出入口の段差解消 □ 浴槽出入りのための手摺の取り付け □ 姿勢保持用のための手摺の取り付け □ 洗い場の床面から浴槽縁までの高さが 35～45 cm程度 □ 濡れても滑りにくい床材への取り替え（メーカー仕様による）	
台所	共通工事に適用する	100,000 円
廊下 ・ 階段	共通工事に適用する	100,000 円
	階段の段鼻または踊り場への滑り止めの取付け	
	足元灯の取付け	
	三路スイッチの取付け 階段の蹴込み板の取付け	
便所	共通工事に適用する 和便器から洋便器への取替えまたは洋便器の新規設置(既存が洋便器の場合の取替えは除く) 温水洗浄便座の取付け	200,000 円
玄関	共通工事に適用する 濡れても滑りにくい床材への取替え 玄関から道路までの通路の足下灯の取付け 上がり框の足下灯の取付け	200,000 円
居室	共通工事に適用する 畳からフローリングへの床の張り替え	100,000 円

※ 浴室は 65 cm以上、その他は 75 cm以上の有効開口幅を確保する場合に限りです

◎ 各工事の見積金額は、材料費・施工費・解体費・処分費・諸経費・消費税を含みます

## 7. 助成対象工事についての注意事項

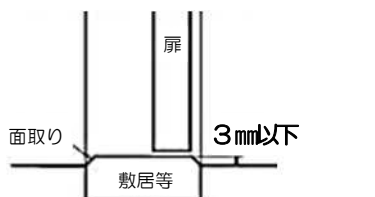
☆浴室・洗面所にて『高齢者対応型ユニットバス設置』を工事する場合、下記5項目全て満たさなければなりません。

工事をする前に下記5項目が全て満たされている場合は助成対象となりません。

1. 出入口が段差解消されている
2. 浴槽出入りのための手摺が設置されている
3. 姿勢保持のための手摺が設置されている
4. 洗い場床面から浴槽縁までの高さが35~45 cm程度である
5. 濡れても滑りにくい床材が設置されている

☆段差については下記の内容を参照して下さい

### 段差の定義



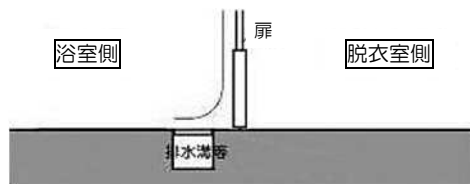
段差とは3mmを超えるものとし  
上図の場合は段差とみなしません

### 段差の形状



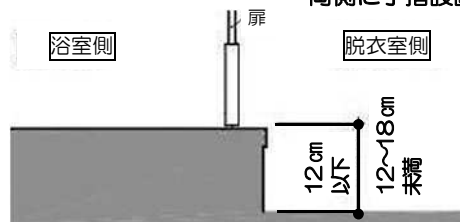
### 1. 浴室の段差解消方法

#### ① 段差なし

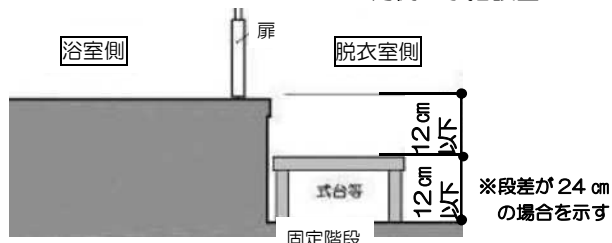


② 単純段差 (12 cm以下) + 浴室側か脱衣室側のどちらかに手摺設置

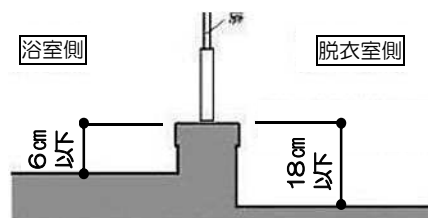
③ 単純段差 (12~18 cm未満) + 浴室側と脱衣室側の両側に手摺設置



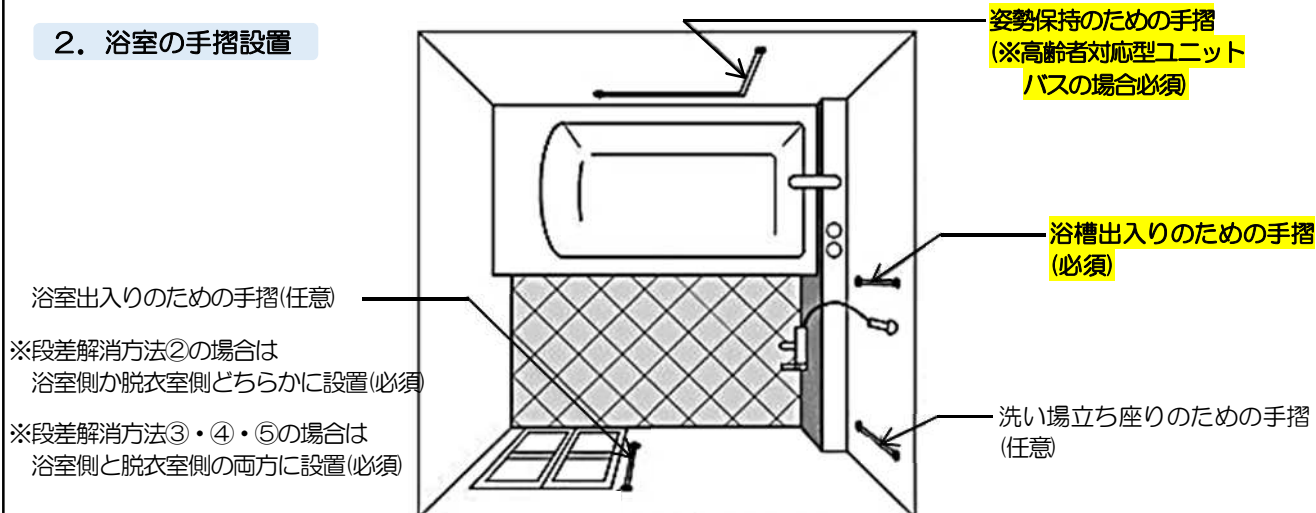
④ 単純段差 (18~24 cmの間) + 浴室側と脱衣室側の両側に手摺設置



⑤ またぎ段差 (18 cm以下) + 浴室側と脱衣室側の両側に手摺設置



### 2. 浴室の手摺設置



### 3. 浴室の出入口の有効開口幅

脱衣室から浴室出入口の動線が65 cm以上確保されていなければなりません

#### 助成対象工事

浴室出入口の有効開口幅が65 cm以上確保されている



#### 助成対象工事になりません

浴室出入口の有効開口幅が65 cm以上確保されていない



### 4. 建具の開口寸法について

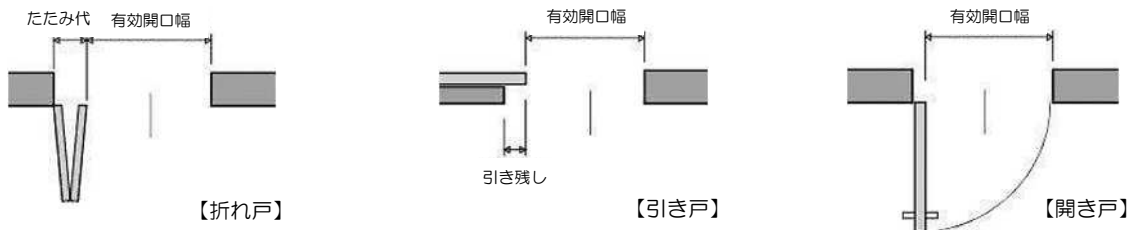
『開口幅の確保のための間仕切り壁の改造』について・・・

下表における必要な有効開口幅以上を確保出来る場合にのみ、助成対象となります

必要な有効開口幅

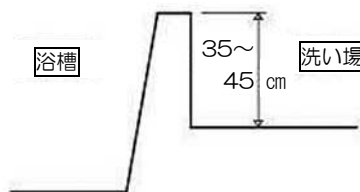
改造箇所	浴室	洗面所	便所	玄関	居室
開口幅	65 cm	75 cm	75 cm	75 cm	75 cm

有効開口幅とは、建具を開放した時に実際に通過出来る幅員をいいます  
ただし、建具を操作するための取手部分の突き出し寸法は除外できます



### 5. 浴槽のまたぎ高さ

浴槽の取替えを行う場合のまたぎ寸法は、原則下図で示す寸法になります



### 6. 床の段差解消方法

『段差解消のための床の張り替え』とは、図①の様な場合は助成対象になりますが、図②の様に敷居のみを撤去または補修すれば段差解消が行えるにも関わらず、全面的に床を張り替える等については助成対象になりません

